二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円

ロ　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円

第二十号	六十万九千円
（略）	（略）
第八十八号	二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十二号	四十二万二千円
第九十六号	二十八万千円
第九十七号	二十八万千円
第百一号	二十八万千円
第百五十号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第九十一号	七十九万六千円
第三号及び第九十一号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十八号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十八号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十八号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十七号	六十万九千円

（略）	（略）
第八十六号	二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十号	四十二万二千円
第九十四号	二十八万千円
第九十五号	二十八万千円
第九十九号	二十八万千円
第百四十七号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	七十九万六千円
第三号及び第八十九号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十五号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十五号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十五号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十四号	六十万九千円